

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

IFRSをめぐる動向 第125回 「金利指標改革—フェーズ2」についての動向

(51頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向の説明を目的としています。本稿では、IASBにおける金利指標改革 - フェーズ2に関する最近の検討状況として、2020年6月および7月に開催されたIASB会議における議論の概要を取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

2. 背景

2018年に、IASBは、金利指標の改革による財務報告上の影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加する決定を行いました。IASBは、既存の金利指標が、取引データを基礎とする程度がより大きい、ほぼリスク・フリーの代替的な金利指標に置き換えられる際に生じる、企業の財務諸表に対する金利指標の改革の影響を検討するプロジェクトを開始し、財務報告上の影響を生じる可能性のある論点について、以下の2つのグループに分類しました。

(1) 金利指標の改革（金利指標の代替的な金利指標への置換えを含む）前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換え前の論点）

(2) 金利指標の改革（金利指標の代替的な金利指標への置換えを含む）中の財務報告に影響を与える論点（置換えの論点）

2019年9月に、IASBは、優先事項として(1)の置換え前の論点に対処するため、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」）、IAS第39号「金融商品：認識と測定」（以下「IAS第39号」）およびIFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」）を修正しました。これらの修正は、特定のヘッジ会計の要求事項に対する一時的な例外規定を設けています。その結果、ヘッジ対象またはヘッジ手段のキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が改革の結果として変更されないと仮定した、要求事項の適用が許容さ

れています。これらの例外規定の適用により、金利指標改革から生じる不確実性のみの理由によるヘッジ会計の中止の要求が回避されています。この「金利指標改革」という用語は、金融安定理事会が2014年7月に公表した「主要な金利指標の改革」に示された提言に基づく金利指標の代替的な金利指標への置換えを含む、市場全体での金利指標の改革を指しています。

その後、IASBは、2020年4月に、(2)の置換えの論点についての公開草案「金利指標改革 - フェーズ2」（以下「公開草案」とする）を公表しました。公開草案では、代替的な金利指標への移行の結果として契約上のキャッシュ・フローまたはヘッジ関係に変更が加えられる場合に、企業によるIFRS基準の適用を支援する観点からの提案がなされています。公開草案は、IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号「保険契約」およびIFRS第16号「リース」の修正についての提案を含んでいます。公開草案に対するコメント募集期間は、45日間であり、2020年5月25日に終了しました。

3. 公開草案の概要

公開草案は、下記に関する特定の要求事項の修正を提案しています。

- (1) 金融資産および金融負債の条件変更
- (2) ヘッジ会計の中止
- (3) 独立して識別可能なリスク要素
- (4) 開示
- (5) 発効日および経過措置

修正提案の項目と影響を受けるIFRS基準の関係を表しているのが図表1です。

【図表1】 修正が提案されている要求事項と影響を受けるIFRS基準

| 修正提案 | IFRS/IAS | | | | |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | IAS 第39 号 | IFRS 第9 号 | IFRS 第7 号 | IFRS 第4 号 | IFRS 第16 号 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------|---|---|---|---|---|
| (1) 金融資産および金融負債の条件変更 | | X | | X | X |
| (2) ヘッジ会計の中止 | X | X | | | |
| (3) 独立して識別可能なリスク要素 | X | X | | | |
| (4) 開示 | | | X | | |

(出典：IASB 作成 Snapshot: Interest Rate Benchmark Reform-Phase2 をもとに作成)

以下、各項目の概要について説明します。

(1) 金融資産および金融負債の条件変更

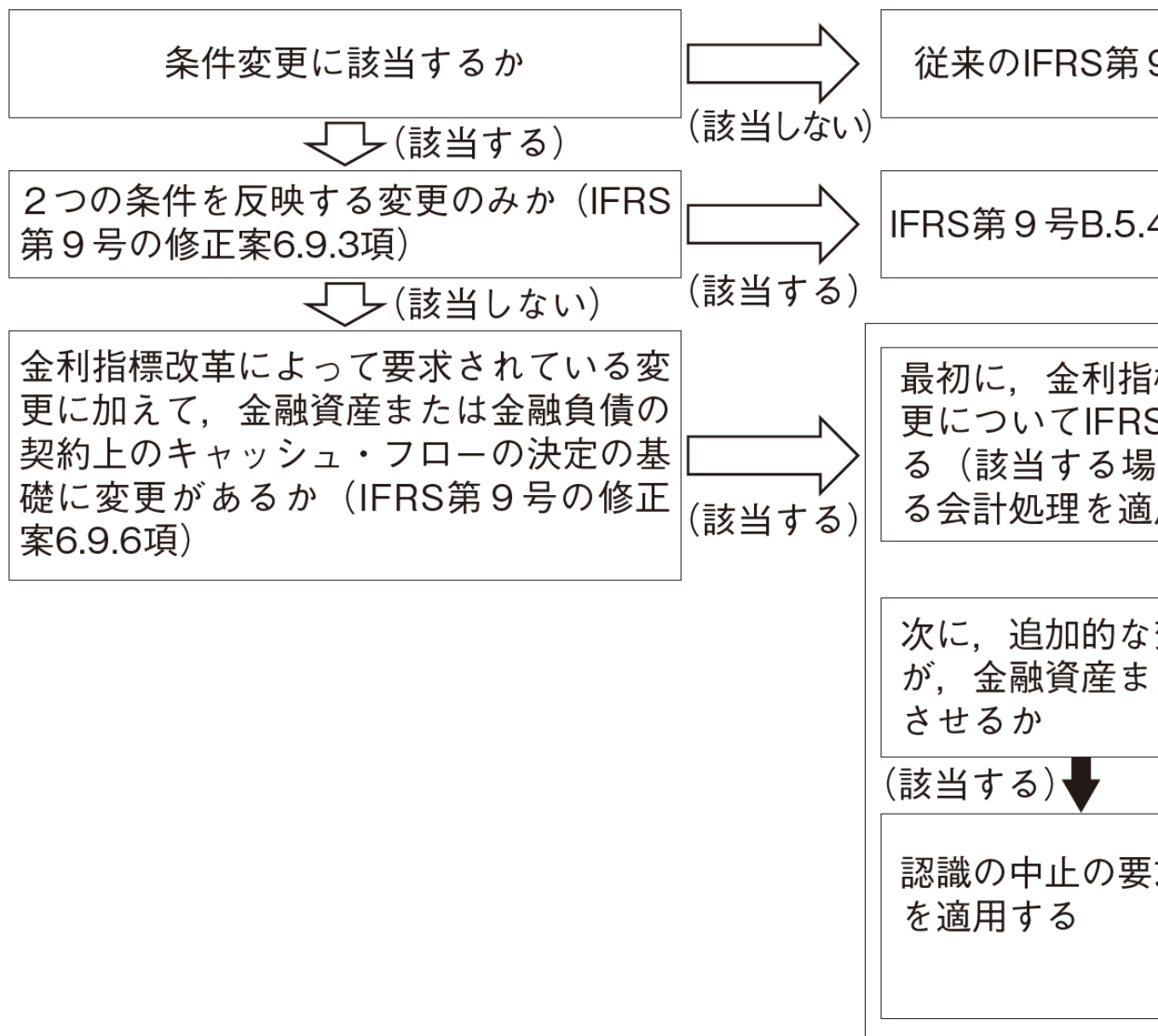
契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎が金融商品の当初認識後に変更される場合、IFRS 第9号の適用にあたって、金融資産または金融負債の条件変更が生じているとみなされます。この文脈で考えれば、金融商品の契約条件自体が変更されない場合であっても、条件変更が生じる可能性があります。

公開草案における提案では、金利指標改革によって要求される金融資産または金融負債の条件変更について、以下の条件の双方を満たす場合、IFRS 第9号 B5.4.5 項の適用が要求され、企業は、金利指標の変更を反映した実効金利の改訂を行います。

- ・ 条件変更が金利指標改革の直接の結果として要求されている
- ・ 契約上のキャッシュ・フローを決定する新たな基礎は、条件変更の直前の基礎であった従前の基礎と「経済的に同等」(economically equivalent) である

金利指標改革によって要求される変更に加えて、金融資産または金融負債の契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎の変更がある場合、まず、実務上の便法として B5.4.5 項に定める金利指標の変更を反映した実効金利の改訂を行います。次に、金利指標改革によって要求されていない追加的な変更について、IFRS 第9号の要求事項を適用する取扱いが提案されています。具体的には、認識の中止の要求事項を適用するか、または IFRS 第9号 5.4.3 項または B5.4.6 項を適用し帳簿価額を再計算して条件変更による損益を即時に認識します。これらの一連の提案をまとめたのが図表2です。

【図表2】 金融商品の条件変更に関する提案



公開草案は、金利指標改革に対応するIFRS第4号の修正についても提案しています。IFRS第9号の一時的免除を適用する保険者に、上記と同じ実務上の便法の適用を要求する取扱いが提案されています。

さらに、公開草案は、IFRS第16号の修正についても提案しています。金利指標改革によって要求される借手のリースの条件変更の会計処理に、実務上の便法としてIFRS第16号第42項の適用を要求する取扱いが提案されています。

(2) ヘッジ会計の中止

(a) ヘッジ指定

公開草案における提案では、ヘッジされたリスクまたはヘッジ対象もしくはヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革に起因する不確実性が、もはや存在しなくなる時点で、企業は、以前に文書化した正式なヘッジ関係の指定を修正しなければなりません。この際、ヘッジ指定は、以下のうちの1つまたは複数の変更を行うためののみ、修正しなければならないとされています。

- ・ 契約で定められるまたは契約以外で定められる、代替的な金利指標をヘッジされたリスクとして指定する
- ・ ヘッジ対象の記載を代替的な金利指標に言及するように修正する
- ・ ヘッジ手段の記載を代替的な金利指標に言及するように修正する

また、IAS 第39号については、企業がどのようにヘッジ有効性を評価するかについての記述の修正についても、上記に加え要求されます。

この正式なヘッジ関係の修正は、ヘッジ関係の中止にも新たなヘッジ関係の指定にも該当しないと説明されています。

(b) 適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ関係の遡及的な有効性を評価する目的において、企業がヘッジ対象およびヘッジ手段の公正価値変動の累計額をゼロに再設定する取扱いを、IAS 第39号の修正において提案しています。

(c) 適格なヘッジ関係の会計処理 - 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジについて、上記(a)に基づきヘッジ指定を修正した場合、企業は、以下の会計処理を適用しなければならないと提案されています。

- ・ 代替的な金利指標に基づいてヘッジ手段を再測定し、対応する利得または損失を純損益に認識する
- ・ ヘッジされるリスクとして指定した代替的な金利指標に基づいてヘッジ対象の帳簿価額を再測定し、対応する利得または損失を純損益に認識する

(d) 適格なヘッジ関係の会計処理 - キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、上記 (a) に基づきヘッジ指定を修正した場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、以下のいずれか小さい金額で再測定されると提案されています。

- ・ 代替的な金利指標に基づいて計算された、ヘッジ手段の利得または損失の累積額
- ・ 代替的な金利指標に基づいて計算された、ヘッジ対象の公正価値変動の累積額

(e) 項目グループ

上記 (a) に基づくヘッジ指定の修正をヘッジ対象に指定した項目グループに適用する場合、企業は、ヘッジ対象をヘッジされる金利指標に基づいてサブ・グループに配分し、それぞれのサブ・グループの金利指標をヘッジされるリスクとして指定しなければならないと提案されています。また、企業は、サブ・グループ内の個別の項目の公正価値の変動が、項目グループの公正価値の変動とおおむね比例的であると見込まれるかどうかについて、サブ・グループごとに評価しなければならないと提案されています。

(3) 独立して識別可能なリスク要素

企業は、ある金融商品の全部または構成要素をヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定できます。いくつかの差異はあるものの、IFRS 第9号またはIAS 第39号において、一定のリスクの構成要素（または部分）が独立して識別可能である場合には、ヘッジ対象として指定できます。しかし、金利指標改革の影響としてヘッジ関係が修正された場合、または新たなヘッジ関係が指定された場合、契約上明示されていないリスク要素として指定された代替的な金利指標は、「独立して識別可能」という要件を満たさない可能性があります。これは、代替的な金利指標を参照する特定の金融商品の市場が、まだ十分に整備されていない可能性があるためです。

この状況に対応するため、リスク要素として指定される日において独立して識別可能でない代替的な金利指標について、代替的な金利指標がリスク要素として指定される日から24か月以内に独立して識別可能になると企業が合理的に予想している場合、またその場合にのみ、「独立して識別可能」という要件を充足したとみなす取扱いが提案されています。また、当初は、リスク要素として指定した日から24か月以内に独立して識別可能になると企業が合理的に予想していたが、その後、24か月以内に独立して識別可能とはならないと合理的に予想する状況も想定されます。この場合、企業は、「独立して識別可能」という要件を充足したとみなす取扱いの適用を終了し、その再評価の日から将来に向かってヘッジ会計を中止する会計処理が提案されています。

なお、公開草案における結論の根拠において、この提案は、「独立して識別可能」という要件についてのみ適用され、信頼性をもって測定可能という要件には適用されないと説明されています（公開草案 BC93 項）。

(4) 開示（IFRS 第7号の修正）

金利指標改革が財務諸表に与える影響およびリスク管理について財務諸表利用者が理解できるようにするため、以下の情報の開示が提案されています。

- ・ 企業が晒されている金利指標改革に起因するリスクの性質およびその程度、ならびに企業がそれらのリスクをどのように管理しているか
- ・ 金利指標から代替的な金利指標への移行の完了における進捗度、および企業がどのように当該移行を管理しているか

公開草案は、これらの目的を満たすために、企業に以下の開示を求める提案がなされています。

- ・ 企業が代替的な金利指標への移行をどのように管理しているか、報告日現在におけるその進捗状況、および移行から生じるリスク
- ・ 金利指標改革の対象となる金利指標を引き続き参照している非デリバティブ金融資産および非デリバティブ金融負債の帳簿価額、およびデリバティブの名目金額について、重要な金利指標ごとに区分した金額
- ・ 企業が晒されている重要な金利指標ごとに、企業がベース金利および当該金利に対する調整をどのように決定したのかについての説明（金融商品の条件変更の実務上の便法に関する条件が満たされているかどうかを評価するために企業が行った重要な判断を含む）
- ・ 金利指標改革により企業のリスク管理戦略の変更が生じた範囲で、当該変更の記述、および企業がこれらのリスクをどのように管理しているか

(5) 発効日および経過措置

企業は、2021年1月1日以後開始する事業年度から上記の修正を適用するよう提案されています。また、早期適用を許容する提案もなされていますが、その場合、その旨の開示が提案されています。また、企業は、これらの修正をIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、遡及的に適用する取扱いが提案されています。しかし、金

利指標改革によって要求される変更のみを理由として、企業がヘッジ関係を中止していた場合、企業は、中止したヘッジ関係について復活する取扱いが提案されています。

企業は、これらの適用を反映するために過去の期間を修正再表示する必要がない取扱いが提案されています。修正再表示が許容されるのは、事後的判断をせずにそれが可能である場合のみとされています。過去の期間を修正再表示しない場合、企業は、これらの修正の適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高または適切な場合は資本の他の内訳項目において、従前の帳簿価額と当該事業年度の期首現在の帳簿価額との差額を認識する提案がなされています。

4. 2020年6月のIASB会議

IASBは2020年6月25日の会議において、公開草案に対するフィードバックについて議論しました。この会議のアジェンダ・ペーパーは、公開草案の質問3に対するフィードバックを除き、公開草案に対するフィードバックの分析を提言とともに示していました。

(1) 金融資産および金融負債の条件変更（アジェンダ・ペーパー14A）

IASBは、金融資産および金融負債の条件変更に関するIFRS第9号、IFRS第4号およびIFRS第16号の修正案に示した提案について、実質的な変更なしに最終的に確定する暫定的な決定を行いました。

(2) ヘッジ関係の修正（アジェンダ・ペーパー14B）

IASBは、ヘッジ関係に対して要求される変更に関して、下記を含む明確化を条件として、公開草案における提案を最終的に確定する暫定的な決定を行いました。

- ・ 金利指標改革により要求される条件変更の例示への参照を、ヘッジ関係に対して要求される変更の一部として組み込む
- ・ 指定されたヘッジ部分への具体的な言及を、ヘッジ対象に対して要求される変更の一部として含める

さらに、IASBは、ヘッジ関係の変更を、ヘッジ関係の特定の要素に関する不確実性が解消された報告期間の末日までに行わなければならない旨の明確化についても暫定的な決定を行いました。

(3) リスク要素の指定（アジェンダ・ペーパー14D）

IASB は、24 か月の期間は個々の代替的な金利指標に適用され、したがって企業が特定の代替的な金利指標をヘッジされるリスクとして初めて指定した日から開始する旨の明確化を条件として、公開草案における提案を最終的に確定する暫定的な決定を行いました。

(4) 発効日および経過措置（アジェンダ・ペーパー14E）

IASB は、下記の項目について暫定的な決定を行いました。

- ・ この修正について、企業は、2021年1月1日以後開始する事業年度における適用が要求され、早期適用も認められる。

- ・ 公開草案で提案した経過措置を、特定の中止されたヘッジ関係の復活に関する要求事項への変更を加えたうえで最終的に確定する。企業は、次の場合に、かつ、次の場合にのみ、中止されたヘッジ関係の復活が要求される。

- ・ 企業が、金利指標改革で要求される変更のみを理由として当該ヘッジ関係を中止した

- ・ 修正の適用開始日において、その中止された関係が、（企業が当該ヘッジ関係についてのリスク管理目的を依然として追求し）ヘッジ会計に適格となる基礎となったリスク管理目的を依然として満たしており、かつ、この修正を考慮に入れた後においても他のすべての適格要件を満たしていた

復活が要求される中止されたヘッジ関係について、アジェンダ・ペーパー14Dで議論された24か月の期間は、修正の適用開始日から開始されます。

(5) 開示（アジェンダ・ペーパー14F）

IASB は、公開草案における IFRS 第7号の第24I項および第24J項に対する修正案について、下記を条件として、最終確定する暫定的な決定を行いました。

- ・ 第24J項（b）で提案した修正を変更し、報告期間の末日現在で依然として金利指標改革の対象となっている金利指標を参照している非デリバティブ金融資産、非デリバティブ金融負債およびデリバティブのそれぞれについて、定量的情報の区分開示を要求する。この情報は重要な金利指標ごとに分解される必要がある。また、この開示の目的上、企業は、定量的情報の開示のための代表的な基礎を選択し、財務諸表において適用した基礎について説明する必要がある。

- ・ 第24J項（c）で提案した開示要求を削除する。

(6) デリバティブの条件変更・入替え (アジェンダ・ペーパー14G)

IASB は、ヘッジ手段に対して要求される変更の目的上、ヘッジ手段の認識の中止が行われず、ヘッジ手段を代替的な金利指標を参照するように条件変更すると経済的に同等となる結果である限り、金利指標改革により要求される条件変更は、ヘッジ手段の契約条件の変更以外の方法で行われる可能性がある旨の明確化について暫定的な決定を行いました。これは、公開草案における IFRS 第 9 号 6.9.7 項 (c) および IAS 第 39 号第 1020 項 (c) の提案で検討された意図と同じです。

(7) その他のコメント (アジェンダ・ペーパー14H)

IASB は、下記に関する論点に対応した公開草案における提案の実質的な変更は行わない暫定的な決定を行いました。

- ・ 金融資産の分類における元本および元本残高に対する利息の支払のみの条件
- ・ 組込デリバティブ

5. 2020 年 7 月の IASB 会議

(1) 適格なヘッジの会計処理 (アジェンダ・ペーパー14A)

IASB は、公開草案における IAS 第 39 号第 102S 項の提案にある、遡及的な有効性評価の実施に関して公正価値変動の累積額をゼロに再設定する取扱いについて、企業に要求するのではなく、許容する暫定的な決定を行いました。また、IASB は、適格なヘッジ関係の会計処理に関する公開草案の残りの提案についても確認を行いました。

(2) デュー・プロセスおよび書面投票の開始 (アジェンダ・ペーパー14B)

IASB は、IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号および IFRS 第 16 号に対する修正について再度公開による意見を求めるべきではない方針に合意しました。IASB は、IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号および IFRS 第 16 号の修正のための投票手続を開始するために、適切なデュー・プロセスに準拠し、十分な協議および分析の実施を確認しました。

6. 今後のステップ

IASB は、2020 年 8 月に最終化した修正を公表する予定です。

